

文京区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年九月二十四日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第七十九号

文京区保健所長委任規則の一部を改正する規則

文京区保健所長委任規則（昭和五十年四月文京区規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十八号中「歯科技工師法施行細則（昭和三十一年東京都規則第四十六号）」を「歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号。以下この号において「省令」という。）」に改め、同号才中「第一条」を「第一条の二」に改め、同号サを同号シとし、同号コの次に次のように加える。

サ 省令第十三条第三項の規定による歯科技工所番号の通知

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和八年九月三十日までの間におけるこの規則による改正後の文京区保健所長委任規則第一条第四十八号の規定の適用については、同号中「歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）」とあるのは「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第六十三号）」と、同号サ中「第十三条第三項」とあるのは「附則第三条」と読み替えるものとする。